

地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律（令和元年法律第 64 号）第 5 条第 5 項の規定により、特定地域づくり事業変更届出書が提出されたので、同法同条第 6 項の規定により公示します。

（変更届出日 令和 7 年 9 月 5 日）

事項	変更前	変更後
住所	北設楽郡設楽町田口字後口 4 番地 4	北設楽郡設楽町田峯字下畑 9 番地
事務所の所在地	北設楽郡設楽町田口字後口 4 番地 4	北設楽郡設楽町田峯字下畑 9 番地

地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律（令和元年法律第 64 号）第 3 条第 1 項の規定により、次のとおり特定地域づくり事業協同組合を認定したので、同法第 3 条 6 項の規定により公示します。

令和 5 年 1 月 20 日

名称	したらワークス協同組合
住所	北設楽郡設楽町田口字後口 4 番地 4
代表者の氏名	麻野間 達矢
事務所の名称	したらワークス協同組合
事務所の所在地	北設楽郡設楽町田口字後口 4 番地 4
地区	北設楽郡設楽町
事業	組合員のためにする地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律に基づく特定地域づくり事業としての労働者派遣事業
有効期限の満了の日	令和 15 年 1 月 19 日